

別記様式1

年度モニタリング(令和5年度)

施設名称	佐倉市南部地域福祉センター
施設概要	所在地 : 〒285-0806千葉県佐倉市大篠塚1587 施設構造: A棟(旧老人福祉センター) 鉄骨造、2階建及び平屋建 B棟 鉄骨鉄筋コンクリート造、地上2階建 敷地面積: 8,372.41㎡(A・B両棟合計) 延床面積: 3,660.75㎡(A棟:855.99㎡、B棟:589.02㎡) 建築年月: A棟 昭和57年5月 B棟 平成12年4月 施設内容: A棟1階:事務室、舞台付き大広間(200人収容)、控室、 作業室、浴室(2) 2階:健康談話室、会議室(2)、娯楽室(2) B棟1階:事務室、ボランティアセンター、相談室(2)、 和室、厨房、研修室(100人収容) 附帯設備: 駐車場(複合施設共有70台収容)
施設の設置目的	地域福祉の推進に関する施策を実施し、住民の地域福祉に関する取り組みを支援する。
指定管理者	社会福祉法人 愛光
指定期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日
委託料	204,185,000円(令和5年度支払額 40,837,000円)
市所管課	福祉部社会福祉課
第三者	詩吟同好会

①業務点検

評価	説明
S（優良）	適格に実施され、特に優れた成果が認められる。
A（適格）	適格に実施されている。
B（概ね適格）	適格に実施されているが、改善の余地がある。
C（要改善）	適格に実施されておらず、ただちに改善する必要がある。
-（該当なし）	該当する事例がない。または、評価することができない。

I 業務に関する基準			
1 基本事項			
開所（館）時間	開所（館）時間が厳守され、速やかに業務が開始されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-1（3）	
管理範囲	管理範囲が厳守され、利用者を妨げることはないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-1（2）	
利用制限	正当な理由なく利用者の利用を制限していないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-1（4）	

適正利用	利用・減免等の手続は規定に則って行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-1 (6) ②	
利用料金	利用料金の減免の基準、範囲・件数は適正か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-1 (6) ②	
法令遵守	関連規程を理解し、法令遵守が確保されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-1 (7)	
2 維持管理業務に関する基準			
清掃	屋内・屋外ともに美観が維持されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2 (1)(2)(3)(5)	
清掃	清掃は利用者の妨げにならない時間帯に行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2 (1)	

清掃	定期清掃は規定の回数・基準を達成しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2 (1)(2)	
廃棄物処理	適正な方法(分別等)と頻度により廃棄されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2 (3)	
廃棄物処理	廃棄物の減量に務めているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2 (3)	
環境衛生	必要な検査等は規定の回数・基準を達成しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	S	A	特に浴槽法定水質検査を基準以上に実施し、安全を確認しています。
	記載箇所	業務基準書 II-2 (10)(11)	
環境衛生	快適に利用できる環境となっているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2	

公共料金支払	公共料金は滞りなく支払われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-2 (4)
景観維持	屋外の景観が維持されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-2 (5)
備品管理	備品管理台帳が整備され、適切に記録されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-2 (6)
備品管理	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	令和5年度に経年劣化した草刈り機を独自購入して補った点は評価。
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-2 (6)
修繕	適切に修繕を行うとともに、市への報告を行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-2 (7)

修繕	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-2 (7)
修繕	消耗品の補充・管理は適正に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-2 (7)
警備	入退者管理、施錠管理、巡視等は適切に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-2 (9)
警備	夜間・休所日警備に支障はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-2 (9)
保守点検	法定点検その他定期点検を遅延なく確実に実施しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-2 (10)(11)

保守 点検	点検によって発見された不具合の報告を適切に行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2 (10)(11)	
安全 点検	施設内・施設外に危険箇所はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2 (9)(10)(11)(12)	
安全 点検	避難経路や消防設備の付近に障害物はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2 (9)(12)	
駐 車 場	設備の損傷や危険物、違法駐車はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2 (12)	
駐 車 場	事故・盗難等の発生について市への報告を怠っていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2 (12)	

3 施設運營業務に関する基準			
利用 手続	使用許可や利用料金徴収の手続きは適正に行われ、迅速かつ円滑か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-3 (1)(2)	
利用 料 金 徴 収	出納簿等は整備されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-3 (2)①	
利用 料 金 徴 収	現金は必要最小限とし、盗難・紛失等のないよう管理されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-3 (2)①	
利用 料 金 徴 収	利用料金の額、支払方法、減免基準等について、周知は十分か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-3 (2)②	
物 品 販 売 等 許 可	物品販売、寄付の募集、広告物の掲示・配布等の許可が適切に行われ、利用者の妨げとなっていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-3 (3)	

記録業務	日報や各種記録(文書・画像・音声・映像等)を行い、整理しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-3 (4)	
広報活動	利用者への掲示物・案内等はわかりやすく用意されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-3 (5)	
広報活動	各種広報活動により利用者への周知が図られているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-3 (5)	
広報活動	パンフレット・チラシ等の在庫切れはないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-3 (5)①②③	
広報活動	Webサイトは利用しやすく、適宜更新されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-3 (5)④	

意見等受付	意見・要望・苦情等の受付手段及び機会は適切か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-3 (6)	
意見等受付	受け付けた意見・要望・苦情等を記録し、改善に努めているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-3 (6)	
相談業務	相談内容及び個人情報の保護は徹底されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-3 (7)①	
相談業務	相談事業の利用方法について周知は十分か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-3 (7)①	
企画事業	事前に計画書を文書で市に提出し、承諾を得た上で実施し、実施後適切に報告を行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-3 (7)	

企画事業	企画事業の内容、実施回数、参加費の額は適切か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-3 (7)	
留意事項	拾得物台帳を作成し、拾得物を所轄の警察署に届けているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-3 (14)①	
留意事項	管理運営の実施等に関する市の調査に協力しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-3 (14)②	
4 経理事項に関する基準			
区分会計	区分会計により独立した帳簿及び預金口座で管理しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-4 (2)	
帳簿管理	帳簿書類等は適切に保存されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-4 (3)①	

5 独自事業に関する基準			
事業計画	独自事業の実施にあたり、事前に計画書を提出しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	II-5
6 目的外業務に関する基準			
行政財産使用許可	目的外業務(公衆電話設置等)の実施にあたり、行政財産使用許可申請を行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所	業務基準書	II-6
行政財産使用許可	目的外業務の実施による利用者への妨げはないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所	業務基準書	II-6
II 運営体制・組織に関する基準			
1 基本事項			
労務責任	業務従事者の労務に関し法令が遵守され、責任ある体制となっているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	III-1 (1)

労務責任	業務従事者から労務に関する苦情等はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-1 (1)
労務責任	労働時間の管理は適切になされているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-1 (1)
資格・免許	必要資格及び免許等が取得されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-1 (2)
許認可等	必要な許認可及び届出等が行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-1 (3)
2 実施体制に関する基準			
人員配置	業務主任担当者及びスタッフの人員配置は適切か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-2 (1)(2)

研修等	必要な訓練・教育・研修等が計画的に実施されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-2 (3)
連絡体制	指定管理者の団体本部との連絡体制は整備されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-2 (4)
接遇	職員(スタッフ)は名札及び清潔な服装を着用しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-2 (6)
接遇	職員(スタッフ)のあいさつが徹底され、親切・丁寧な対応がなされているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-2 (6)
3 一部業務委託(再委託)に関する基準			
委託範囲	再委託の範囲及び委託先の選定は適切か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-3

報告	再委託の計画及び契約書等について市へ提出しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-3 (2)	
履行確認	再委託業務の履行確認は適切に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-3 (2)	
4 運営協力体制に関する基準			
協力体制	関係機関、団体、住民等と十分な連携が図られているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-4	
5 安全管理・危機管理に関する基準			
平常時	保守点検、巡視等は適切に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-5 (1)	
体制整備	危機管理計画及び危機管理マニュアル等は整備されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-5 (2)	

体制整備	非常時の連絡体制は確立されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-5
事故災害対応	事故・災害等発生時は市へ直ちに報告され、適切に対処したか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-5 (2)
損害賠償	第三者への損害賠償は適切に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-5 (4)
保険加入	必要な保険に加入し、その範囲は適正か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	S	A	任意の指定管理者総合保障プラン加入で、賠償責任を厚くしています。
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-5 (5)
6 個人情報保護・情報公開・情報管理に関する基準			
守秘義務	業務上知り得た秘密を他人に漏らしていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-6 (1)

個人情報保護	個人情報保護条例に基づき、適切に処理されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 III-6 (2)	
情報公開	情報公開条例に基づき、適切に処理されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 III-6 (3)	
情報公開	総合的かつ積極的な情報公開の推進が図られているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 III-6 (3)③	
情報管理	情報管理計画及び情報管理マニュアル等は整備されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 III-6 (4)	
情報管理	情報セキュリティ(コンピュータウィルス対策等)は万全か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 III-6 (4)	

7 事業計画及び事業報告に関する基準

資料提出	事業計画及び事業報告は規定どおりに提出されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-7
資料提出	事業計画及び事業報告の内容に虚偽及び重大な誤りはないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-7

8 連絡調整に関する基準

連絡会議	市との連絡会議を適宜行い、十分な調整は図られているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-10

意見記述欄

<p>指定管理者</p>	<p>コロナウイルス感染症が5類に移行し、入場制限や感染防止対策が大幅に見直され、自由な入場が可能になり、南部地域福祉センターでの事業、イベントも制限なく開催されるようになり、団体利用者等の活気も再開され、コロナ前の活気のあるセンターに戻ってきました。定時の館内消毒は継続して努めました。地域の人々が気持ちよく、安心して施設を利用してもらうため、日々センターの清掃、消毒、装飾などの環境美化を継続することにも努めました。業務基準書の下、法定点検、保守点検を実施し、広報活動にも力を入れてきました。また、佐倉市との連絡調整を図りながら、定期の連絡会議等で運営上の課題を整理し、利用者サービスにつなげました。</p>
<p>佐倉市</p>	<p>業務全般について適格に実施されていると評価します。設備の保守点検についても定期的実施し、修繕についても速やかに対処していただき、利用者の快適で安全な施設提供に努めていただきました。物価高騰及び施設の老朽化が進み、不具合・修繕箇所について報告・連絡を頂いている中で、予算と施設の快適性の調整を図るご苦労があったと思いますが、施設管理について問題はなかったと思います。</p> <p>また、安全管理、衛生面、その他の業務についても、利用者に対する丁寧な対応と適切な業務運営がなされていると認められます。</p> <p>引き続き、施設の適切な管理運営と誠実な業務の実施に努めてください。</p>

②利用状況等分析

	前年度実績値	今年度計画値	今年度実績値	対前年度比(%)	対計画値比(%)
延べ利用者数(人)	32,880	40,000	39,956	121.5%	99.9%
達成率(%)	82.2	-	99.9	-	-
利用料金収入(円)	637,696	593,920	613,460	96.2%	103.3%
減免件数(件)	2,341	-	2,529	108.0%	-

意見記述欄

指定管理者	<p>コロナ感染症の5類の移行にともない、各部屋の利用人数の制限が解除されたことにより、研修室や大広間での団体の利用も増えてきました。南部地域福祉センターでの年間行事、イベントも再開され、少しずつではありますが、利用者増につながっています。特に、自力整体教室、ヨガ、音楽体操などの身体を動かす事業に人気があり、介護予防や健康志向重視の傾向が強くみられます。毎週水曜日にカラオケ機器(DAM)を使用した音楽体操プログラムの「水曜体操会」が人気があり、毎回30名程度の参加があります。利用料金収入については、入浴料金の増加がみられませんでした。年度後期より、入浴利用者も徐々に増えつつあります。</p>
佐倉市	<p>延べ利用者数及び稼働率は今年度計画値に迫るものがあり、新型コロナウイルス感染症5類移行による団体活動の活性化の影響が見受けられます。他方、利用料金収入においては、稼働率が高いのにも関わらず前年度実績値を下回っており、減免件数の増加も影響していると考えられます。</p> <p>利用状況としては行政利用や減免対象となる地域福祉団体の利用が多いものと分析できます。コロナ禍で進んだ参集の削減や会議方法の変更もあり、有料利用よりも施設利用以外の方法が選ばれたものと推測します。</p> <p>地域福祉活動の拠点としての利用は望ましいものですが、利用者の固定化により市民利用が妨げられないこと、施設の利用が増えることを目標に、より一層の魅力強化を図り、新規利用者の増加及び地域福祉の推進に努めてください。</p>

③経営分析

	前年度 実績値	今年度 計画値	今年度 実績値	対前年度比 (%)	対計画値比 (%)
収入(円)	41,849,396	41,850,920	43,578,598	104.1%	104.1%
支出(円)	37,921,045	41,850,920	43,042,269	113.5%	102.8%
収支(円) 〈収入-支出〉	3,928,351	0	536,329	13.7%	-
利用料金比率(%) 〈利用料金収入/収入〉	2	1	1	-	-
人件費比率(%) 〈人件費/支出〉	67	57	67	-	-
再委託費比率(%) 〈再委託費合計/支出〉	5	20	13	-	-
利用者当たり管理コスト(円) (支出/延べ利用者数)	1,153	1,046	1,077	93.4%	103.0%
利用者当たり市負担コスト (円) (委託料/延べ利用者数)	1,242	1,020	1,022	82.3%	100.2%

意見記述欄

指定管理者	<p>コロナ感染症の5類移行にともない、利用制限も解除されたことにより、事業の参加利用者も増え、収入においても前年度より増えています。また、大型バス運營業務において、コロナの解除等により運行台数が増えたことにより、支出及び再委託比率が前年度以上に増えています。人件費率は、ほぼ変わらない状況です。前年度に比べ利用者数も増加したことにより、利用者当たりの管理コストや市負担コストも多少減少しています。今後は、利用料金収入の増額に努めていきたいと思いをします。</p>
佐倉市	<p>新型コロナウイルス感染症の前後を見たとき、事業活動が再開するということは収入の一時的な増加と、事業の中止により抑えられていた支出が復活することを意味します。その中で、利用者当たりの管理コストや市負担コストが微減となったことは評価できます。コロナ禍で発生していた消毒等の感染症対策に係る人件費コストや管理コスト等は小規模とはいえ今後とも継続していきます。旧来通りの経営では単純なコスト増となってしまうため、引き続き経営方法を工夫し、感染症の影響を欄外とした経営努力を期待します。</p>

④業務実施状況確認

【単年度計画】

事業計画・目標	実施状況・効果
<p>企画事業 愛光たすけあい移送サービス</p>	<p>週3日センターを利用する方に対し行っている送迎のサービスです。健康談話室、各教室、同好会、カラオケ広場、ふれあいサロン南部などの利用者が利用しています。利用数も少しずつですが増えてきています。</p>
<p>企画事業 高齢者交流事業（教養教室）</p>	<p>高齢者を対象とした教室を定期的を開催し、教養の向上および利用者同士の交流の場づくりとなるよう企画しています。 利用者からの要望があり、新たに健康麻雀教室が始まりました。今年度で講師の都合により、1つの教室が終了しています。新しい教室の企画を検討をしています。現在、7教室。</p>
<p>企画事業 サロン事業（ふれあいサロン南部）</p>	<p>月に1回第1金曜日に開催。ボランティアグループや個人による音楽演奏、ダンス、落語などの披露により、出演者と参加者が一緒に楽しめるサロンとなっています。また、地域の方々が気軽に集える交流の場となっています。</p>
<p>企画事業 アクティブシニア事業(ヨガ、音楽体操)</p>	<p>腰痛予防、介護予防、認知症予防と身心の活性化を図ることを目的に企画しています。ヨガの日中の参加は、約40名で、たいへん好評となっています。また、音楽体操は毎週水曜日、カラオケ機器(DAM)のコンテンツを使って、地域の利用者が身体を動かしています(参加者:約30名)。</p>
<p>企画事業 新規事業（カラオケ広場）</p>	<p>「カラオケ広場」を月2回開設しました。A棟大広間にてカラオケDAMを使用して、音響設備も調節しました。参加者からは音響も良くて、広い場所で気持ち良く歌う事が出来ると非常に好評を得ています。リピーターも定着してきています。</p>
<p>企画事業 相談事業（総合相談窓口）</p>	<p>総合相談窓口として、佐倉市南部地域包括支援センターと佐倉市障害者相談支援センター「アシスト」による相談受付を行っており、必要な支援へとスピーディーにつなげています。相談年間件数:1109件</p>
<p>企画事業 相談事業（健康相談）</p>	<p>健康相談は南部地域福祉センターに来館された方に対し、センター保健師が日頃の不安や持病についてなど、健康の増進に努められるようアドバイスを行いました。 相談年間件数:1216件</p>

<p>企画事業： イベント事業（南部文化祭）</p>	<p>利用者からの要望もあり、開催期間を2日から3日間に変更し、10月に開催しました。センターを利用している方々や地域住民に広く呼びかけ、手芸、陶芸、習字、絵画他、多数の作品展示となりました。作品づくりをしている利用者の発表の場と地域住民の交流の場となりました。来館者数：238人。</p>
<p>企画事業 イベント事業（教養教室発表会）</p>	<p>昨年に引き続き3月に開催。教養教室に参加している利用者が年度末に一堂に会して、大正琴、太極拳、詩吟、民謡をそれぞれ発表しました。また大広間には、書道、生け花が作品展示されました。地域の方々の来場もあり、とても良い交流の場となりました。</p>
<p>独自事業 通所型サービス(サロンド・ともいき)</p>	<p>高齢者施設はちす苑との共同事業。家に閉じこもりがちな高齢者等に対し、人との交流やレクリエーション、脳トレ、軽い運動等の機会を提供してきました。介護予防を強化するとともに、地域福祉の向上を図ることを目的とし、毎週金曜日に開催しました。利用者7～10名、ボランティア4～6名の参加があります。</p>
<p>独自事業 定期利用団体との懇談会</p>	<p>定期的に利用している団体、同好会、サークル等の情報共有、情報交換など、交流の機会を提供することにより、地域福祉の推進に努めることを目的とし、2月10日に開催しました。21団体22名の参加がありました。</p>
<p>独自事業 世代間交流事業</p>	<p>南部地域福祉センターに隣接している同法人指定管理の南部児童センターと連携して、幼児、児童と南部地域福祉センターの利用者（高齢者）との交流を図ることを目的に企画、開催。ゴミゼロ運動の参加、ポッチャ交流会など。</p>
<p>独自事業 障害者作品展示コーナー設置</p>	<p>地域の拠点として、同法人と近隣法人の障害者施設の作品展示、販売等を通して、障害を理解するきっかけづくりの場としてコーナーを設置し、市民への福祉意識の啓発が図られるようにしています。</p>
<p>独自事業 自動販売機設置</p>	<p>A棟に1台、B棟に1台設置し、センター利用者や地域住民のみなさまに使用いただいています。</p>
<p>独自事業 社協会費及び募金の取り扱い</p>	<p>身近な場所で納金が可能になるため、市民の利便性の向上につながるよう取扱いを行っています。</p>

<p style="text-align: center;">独自事業 福祉の情報提供事業</p>	<p>福祉に興味や関心のある方が、活動に参加するきっかけづくりとなるよう、掲示を行っています。</p>
---	---

【中・長期計画】

事業計画・目標	実施状況・効果
<p style="text-align: center;">地域福祉拠点としての役割</p>	<p>指定管理者である社会福祉法人愛光の地域貢献事業である「ともいき事業」に継続的に取り組み、愛光内の他の事業所と連携して、地域福祉の推進に取り組みました。</p>
<p style="text-align: center;">ボランティアの盛んな地域形成</p>	<p>新型コロナウイルスの5類の移行に伴い、ボランティア活動が再開されるようになり、ボランティア活動の斡旋に努めました。また、3ボランティアセンター（佐倉市、西部、南部）の定期的な会議で、ボランティア活動の情報共有に努め、ボランティア活動の取材や紹介を行いました。</p>
<p style="text-align: center;">利用者の拡大</p>	<p>新型コロナウイルスの5類移行にともない、少しずつではありますが、利用者の増加がみられています。広報活動やホームページでの情報発信に努め、できるだけ多くの地域住民に南部地域福祉センターの事業や様子を知ってもらうよう努力をしています。</p> <p>2023年9月にセンターの事業が「ちいき新聞」に掲載されたことにより、新規利用者の獲得につながりました。</p>

意見記述欄

<p>指定管理者</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策も軽減され、コロナ前の以前のように、各事業、行事、イベントに取り組みました。「ふれあいサロン南部」「南部文化祭」も昨年から引き続き開催でき、年度末には「教養教室発表会」も同じく開催することができました。健康志向を重視した事業や教室に人気があり、地域住民の介護予防につながっていると思われま</p> <p>地域住民の移送サービスについては、固定の利用者が主ですが、少しずつ希望者が増えています。今後も新規利用者の獲得に努めていきたいと考えています。また、地域利用者からの要望もあり、新規の教室として初心者向けの「健康麻雀教室」をスタートしました。12名程の参加者が4卓で麻雀を楽しんでいます。</p> <p>他、新規事業として、地域住民の交流の場として「カラオケ広場」を大広間にて月2回定期的に開催、環境設備も整い、カラオケを楽しんでいます。今後も、新規教室の企画と、利用者が興味関心の持てる事業を考えていきたいと思</p>
<p>佐倉市</p>	<p>業務における企画事業・独自事業ともに活性化の傾向が見受けられます。定期的に行われる催し物や集会等は、地域のご高齢の方の居場所づくりにも貢献できている事業内容であることが評価できます。</p> <p>今後の業務においては、催し物や集会に参加しない方、参加できない方であっても、地域福祉の増進を感じられるよう、福祉拠点としての業務の在り方を一層期待します。</p>

⑤利用者満足度調査報告

実施方法等	(1)各部屋利用者へのアンケート (2)利用者満足度調査 (3)大型バス利用者アンケート (4)定期利用団体懇談会
回答数等	(1)718 (2)172 (3)44件 (4)21団体
実施結果	(1)満足96.5%、やや満足0.17%、普通0.52% (2)職員対応:良い79%、普通15%、未記入3% 意見・要望への対応:良い53%、普通25%、未記入20% 施設整備(清潔さ):満足66%、普通25%、未記入3% 情報発信(センター便り)良く見る15%、時々見る39%、見たことがない29%、未記入17% (3)大型バスの利用:良かった100% 利用目的:果たせた100%、職員の対応:良かった91%、普通9% 運転手の対応:良かった91%、普通9% (4)各団体の利用者(代表者)より、それぞれの団体の説明及び利用状況報告があり、団体間の交流、情報交換の場となった。

回答者の意見等	対応策等
(1)各部屋利用者へのアンケートより コロナが5類に移行したため、畳の消毒は止めたい。 施設が寒い時がある。	コロナの5類への変更にともない、利用者による畳などの消毒は中止することにしました。 空調設備が古いため、こまめに空調の温度管理をしていきます。
(2)利用者満足度調査より 年に1回の発表会をととても楽しみにしているので開催して欲しい。 健康管理や健康増進の教室に参加したい、	本年度も教養教室発表会や、南部文化祭などを開催しました。 毎週水曜日にカラオケDAM機を使った音楽体操を開催し、大変好評をいただいています。
(3)大型バス利用者アンケートより 片道100kmの制約があると、行くことができる範囲が少なくなってしまう。 年間2回ぐらい受付けてほしい。	大型バス運営要綱で決められており、予算の関係で片道100km以内でお願いしています。 年間1団体1回の利用でお願いしています。
(4)定期利用団体懇談会より イベント開催でセンターを利用させてもらっていますが、太鼓や楽器などをあらかじめ置かせてほしい。 ゲートボール場を平らにして整備して欲しい。	常時、太鼓や楽器を置けるようなスペースは確保できませんが、練習や発表の前日くらいであれば、置くことは可能です。 ゲートボール場の砂と土を準備しながら、整備を行ってしていきます。

意見記述欄

<p>指定管理者</p>	<p>令和5年度の夏には、A棟1回ロビーの天井からエアコンの水漏れの不具合があり、利用者には一部行動スペースを制限する等、しばらく不便をかけることがありました。</p> <p>利用者満足度等のアンケート調査では、センター職員の利用者への対応やセンター内の施設整備(清潔さ)などは良い評価をいただいています。</p> <p>施設の広報、PRについては、ホームページを見て問い合わせをくださる利用者が増えてきていると思われます。センター便りも月1回定期的に発行し、センターの様子や事業について情報提供に努めています。</p> <p>定期利用団体の懇談会では22名の代表者と意見交換会が開かれました。その際には、センターの職員の対応については、概ね満足とのご意見をいただいています。</p>
<p>佐倉市</p>	<p>施設利用の満足度約96%、職員対応の高評価約80%は高い評価であり、適切な施設運営態度であったものと評価します。要望に対しても真摯な受け答えをされており、適切な対応であると評価します。多くの方が利用される施設であることから、様々なご意見があるものと推察しますが、引き続き意見・要望等を把握することに努め、いただいたご意見・ご要望を真摯に受け止め改善を図るよう努めていきたいと思ひます。</p>

⑥総合評価

【令和5年度】
意見記述欄

<p>指定管理者</p>	<p>新型コロナウイルスも5類に移行し、利用制限が解除されたことにより、南部地域福祉センターの事業、イベントもコロナ前と同じように開催することができました。コロナ前と同じような活気のある南部地域福祉センターに戻ってきています。2023年9月8日号の「ちいき新聞」(佐倉東・酒々井版)の1面に南部地域福祉センターの事業やセンターの様子が紹介されたことにより、地域住民の方々から多数の問い合わせがあり、ヨガをはじめ、教養教室、同好会の新規利用者の獲得と利用につながりました。また、浴室営業についても、年度前半は、利用者数の停滞がみられましたが、年度末頃より利用者数の増加が見られています。地域の利用者が日々生きがいを持って、楽しく利用できる施設として今後も努めていきたいと思えます。また、指定管理者である愛光の事業所、南部児童センター、総合相談センター、高齢者施設はちす苑と連携し、地域住民の地域活動への支援をしていくとともに、今後も地域住民の介護予防に力をいれていくとともに、地域の関係団体と連携し、南部地域の地域福祉の活性化につなげていきたいと考えております。</p>
<p>佐倉市</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の蔓延時期から徐々に活動が再開される中で、社会情勢に対応しながら各種の事業を実施していく施設運営だったと見受けます。その中で特段大きな問題もなく地域福祉の推進を図る施設の設置目的を意識した維持管理・運営を行っていただいたことは、良好かつ適切なものだったと評価いたします。同じ地域福祉センターである西部地域福祉センターをはじめ、団体本部や地区社会福祉協議会、その他の団体との連携も意識された施設運営である点を評価します。</p> <p>他方で、今後の施設運営に関しては、施設自体の老朽化もあり、長期的な目線に立った維持管理が求められます。短期的な保守だけではなく、地域の福祉活動を推進する拠点として必要な維持管理ということも視野に入れ、引き続き適切な管理・運営に努めて頂くことを期待します。</p>

別記様式2

年度モニタリング〔第三者(利用団体等)評価〕(令和5年度)

施設名称	佐倉市南部地域福祉センター
評価者・団体	詩吟同好会

業務点検シート

評価	説明
S (優良)	適格に実施され、特に優れた成果が認められる。
A (適格)	適格に実施されている。
B (概ね適格)	適格に実施されているが、改善の余地がある。
C (要改善)	適格に実施されておらず、ただちに改善する必要がある。
- (該当なし)	該当する事例がない。または、評価することができない。

I 業務に関する基準		
1 基本事項		
開所(館)時間	開所(館)時間が厳守され、速やかに業務が開始されているか。	S
管理範囲	管理範囲が厳守され、利用者を妨げることはないか。	S
利用制限	正当な理由なく利用者の利用を制限していないか。	S
2 維持管理業務に関する基準		
清掃	屋内・屋外ともに美観が維持されているか。	A
	清掃は利用者の妨げにならない時間帯に行っているか。	A
環境衛生	快適に利用できる環境となっているか。	S
景観維持	屋外の景観が維持されているか。	S
備品管理	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。	S
	不足している物品はないか。	A
修繕	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。	S

安全点検	施設内・施設外に危険箇所はないか。	A
3 施設運營業務に関する基準		
利用手続	使用許可や利用料金徴収の手続きは適正に行われ、迅速かつ円滑か。	S
利用料金徴収	利用料金の額、支払方法、減免基準等について、周知は十分か。	S
広報活動	利用者への掲示物・案内等はわかりやすく用意されているか。	A
	各種広報活動により利用者への周知が図られているか。	A
	Webサイトは利用しやすく、適宜更新されているか。	-
意見等受付	意見・要望・苦情等の受付手段及び機会は適切か。	A
	受け付けた意見・要望・苦情等を記録し、改善に努めているか。	A
相談業務	相談事業の利用方法について周知は十分か。	-
企画事業	企画事業の内容、実施回数、参加費の額は適切か。	-
II 運営体制・組織に関する基準		
1 実施体制に関する基準		
人員配置	業務主任担当者及びスタッフの人員配置は適切か。	A
接遇	職員(スタッフ)は名札及び清潔な服装を着用しているか。	A
	職員(スタッフ)のあいさつが徹底され、親切・丁寧な対応がなされているか。	A
2 運営協力体制に関する基準		
協力体制	関係機関、団体、住民等と十分な連携が図られているか。	-

総合評価

気持ちよく使わせて頂いています。ありがとうございます。

別記様式3

指定期間中間モニタリング(令和5年度)

施設名称	佐倉市南部地域福祉センター
施設概要	所在地：〒285-0806千葉県佐倉市大篠塚1587 施設構造：A棟(旧老人福祉センター) 鉄骨造、2階建及び平屋建 B棟 鉄骨鉄筋コンクリート造、地上2階建 敷地面積：8,372.41㎡(A・B両棟合計) 延床面積：3,660.75㎡(A棟:855.99㎡、B棟:589.02㎡) 建築年月：A棟 昭和57年5月 B棟 平成12年4月 施設内容：A棟1階:事務室、舞台付き大広間(200人収容)、控室、 作業室、浴室(2) 2階:健康談話室、会議室(2)、娯楽室(2) B棟1階:事務室、ボランティアセンター、相談室(2)、 和室、厨房、研修室(100人収容) 附帯設備：駐車場(複合施設共有70台収容)
施設の設置目的	地域福祉の推進に関する施策を実施し、住民の地域福祉に関する取り組みを支援する。
指定管理者	社会福祉法人 愛光
指定期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日
委託料	204,185,000円(令和5年度支払額 40,837,000円)
市所管課	福祉部社会福祉課
評価対象期間	令和3年4月1日～令和6年3月31日

評価	説明
S (優良)	要求される水準を上回り、特に良い成果が認められる。
A (適格)	要求される水準を満たしている。
B (概ね適格)	要求される水準を満たしているが、一部問題点が認められる。
C (不適格)	要求される水準を下回り、問題点が認められる。
- (該当なし)	該当する事例がない。または、評価することができない。

1 項目別評価

(1) 公の施設の平等利用等に関する取り組み

項目	評価視点	評価	
		市	指定管理者
基本事項	関係法令等を理解し、遵守したか。	A	A
	必要な資格免許が取得されていたか。	A	A
平等利用	全体の事業内容に偏りはなかったか。	A	A
	特定の個人や団体が優遇されることはなかったか。	A	A
公共性	公の施設を運営するにふさわしい理念により運営していたか。	A	A
	現状分析・課題認識は適切であったか。	A	A
	公の施設の設置目的や市の施策を理解した事業内容であったか。	A	A
	管理運営における環境への配慮は十分であったか。	A	A
	利用者の要望や意見を把握し、的確に対応したか。	A	A

具体的な取り組みの状況、実績

新型コロナウイルス感染症の流行があったコロナ禍ではありましたが、南部地域福祉センターの使命として、スローガンを「地域の方が生きがいを持って利用できる地域福祉の拠点の構築」として利用制限がある中で、できる範囲で事業に取り組んできました。関係法令等を遵守し、業務基準書等に沿った運営に取り組みました。また、特定の利用者や団体を優遇することなく、平等性、公共性を遵守し、公の施設の設置目的を理解した上で事業に取り組んでいます。

指定管理者である社会福祉法人愛光の経営理念は、『福祉社会への道を照らす愛の灯台～一隅を照らす実践、地域への貢献～』です。経営理念に沿って、地域福祉の推進のために、地域の福祉ニーズに対応する事業の開発と展開をしています。福祉文化を育て、人にやさしい地域づくりへ貢献してきました。また、南部地域福祉センターは、この南部の地における福祉の拠点として、「住民が互いに支え合い、活躍する地域」「安心して住み続けられる地域」「多様な人々交流、ふれあいがある地域」の3点を踏まえた地域づくりを基本方針として運営してきました。

元気な高齢者が活動できる場の確保として、南部地域包括支援センター、高齢者ケアセンターはちす苑と連携して、介護予防関係の事業等を企画運営し、地域利用者のニーズや要望に応えています。利用者の要望や意見の把握については、年1回、利用者アンケート調査(満足度調査)を実施し、利用者のニーズの把握と、意見要望の対応をしてきました。さらに、年1回、定期利用団体との懇談会を設け、利用団体からの意見や要望について対応してきました。

<p>評価の理由及び今後の課題(指定管理者)</p> <p>関係法令等を遵守し、業務基準書等に沿った運営に取り組みました。必要な資格も取得されています。公平性や公共性、事業や利用の平等性も尊重し、偏りなく業務に取り組みました。指定管理者である社会福祉法人愛光の理念は、地域福祉の推進と地域貢献です。法人経営理念の下、職員は地域貢献、地域支援に努めています。今後も平等性や公益性を遵守した事業運営に取り組んでいきます。</p>
<p>評価の理由及び今後の課題(市)</p> <p>関係法令や業務基準書の解釈や不明点について確認を行う等、平時から法令遵守を意識した業務運営が見受けられました。平等性や公益性については、利用者間の調整は当然のこととし、施設利用者が固定化し、利用利益が一部に偏らない様、新規利用者の開拓につながるような魅力の推進を期待します。</p>

(2) 公の施設の効用発揮、経費縮減に関する取り組み

項目	評価視点	評価	
		市	指定管理者
効用発揮	施設の特徴を活かし、施設の価値を高めることができたか。	A	A
	サービスの質の向上のための取り組みは効果的であったか。	A	A
	利用拡大の方策は効果的であったか。	A	A
	施設の情報発信は工夫されていたか。	A	A
	収支計画にのっとり、安定して経営できたか。	A	A
経費縮減	運営の効率化が効果的になされたか。	A	A
	予定外の収入減・経費増への対応は的確であったか。	A	A

具体的な取り組みの状況、実績

国が打ち出している「地域共生社会の実現」並びに「地域包括ケアシステム」の構築のため、社会福祉法人愛光は、平成30年度より「共に支える、共に生きる」愛光ともいきプロジェクトをスタートさせ、ともいき事業を推進してきました。そのともいき事業の拠点となっているのが南部地域福祉センターであり、南部地域包括支援センター、高齢者施設はちす苑、児童センターと連携して、ともいき事業、介護予防事業、世代間交流事業等に取り組んできました。新型コロナウイルス感染症の流行がみられたコロナ禍の中、感染症対策として、利用制限をするとともに、館内の消毒を徹底し、感染リスクの回避に努めました。

利用の拡大については、コロナ禍、2年間中止していた事業、イベントも少しずつ実施できるようになり、地域住民の気軽集える交流の場である「ふれあいサロン南部」も月1回開催できるようになり、また、南部地域福祉センター利用者を中心とした作品の発表の場である「南部文化祭」も年1回開催できるようになりました。新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、教養教室、同好会の利用もコロナ前の状態になりつつあり、利用制限も解除されたことにより、来館者数も少しずつ増えてきています。特に健康志向を重視した事業に利用者のニーズが高く、音楽体操、ヨガ、自力整体教室などが、利用者数の増加、拡大につながっています。施設の情報発信については、愛光のホームページ、ツイッター、インスタグラム、ブログ等による情報発信と、広報誌AIKOH、南部地域福祉センター便り他、パンフレット、チラシ等により情報提供に努めてきました。また、佐倉市の地域新聞に佐倉市南部地域福祉センターの事業が紹介されたことにより、新規利用者の獲得につながりました。

経営については、新型コロナウイルス感染症の流行と拡大防止の為、浴室営業の中止や事業、イベントの中止、利用制限等があり、その影響で事業収入等の減少が数年みられましたが、コロナが5類移行後は、収支状況も少しずつ以前のように戻りつつあります。経費縮減については、職員が常にコスト意識を持ち、ペーパーレス化や節電に努めました。

【主な企画事業】

○愛光たすけあい移送サービス

南部地域福祉センターを利用するのに難しい方や交通手段に不便のある方などの交通手段を確保する目的で、利用者のニーズに対応し、週3日法人車を使用し運行(送迎)。

○教養教室

高齢者の教養の向上及び利用者同志の交流の場づくりとして開催。現在7教室(民謡、大正琴、書道、いけばな、太極拳、詩吟、健康麻雀)。

○音楽体操

高齢者が元気で生き生きと暮らせる地域を目指し、介護予防、健康づくりを目的に週1回開催。カラオケDAM機のコンテンツを使用し、スクリーンに映し出された多種多様な体操を見ながら、一緒に身体を動かす事業。

○ヨガ

腰痛予防、介護予防、認知症予防と心身のリフレッシュ、活性化を目的として、昼ヨガを月3回、夜ヨガを毎週1回開催。

○ふれあいあいサロン南部

ボランティアによる音楽演奏や踊り、レクリエーションなどの発表を観覧して楽しむとともに、地域住民の交流の場として月1回開催。

○地域住民のための講座

地域住民の地域福祉に関する知識の提供や意識の啓発他、生活に役立つ内容の講座を企画、開催(年2回)。

○南部文化祭

作品づくりをしている南部地域福祉センターの利用者等に発表の機会を設けることで、生きがいや意欲の創出を図るとともに、交流の場を提供する(手芸、生け花、陶芸、書道、絵画などの作品展示)。

○教養教室発表会

教養教室に参加している利用者が年に1回、一堂に介して、歌や踊り、演奏などの発表を通して、1年間の成果を振り返るとともに、参加者の交流の場とする。

【主な独自事業】

○サロン・ド・ともいき

家にとじこもりがちな高齢者に対し、人との交流や運動の機会を提供し、介護予防を強化するとともに、地域福祉の向上を図る目的で、週1回開催(高齢者施設はちす苑と南部地域福祉センターとの共同事業)。

○世代間交流事業

南部児童センターの利用者(子どもたち)と南部地域福祉センターの利用者(高齢者)との交流事業。サークル活動の体験や運動、ゲーム、季節のイベント事業などを一緒に行う。

○定期利用団体との交流会

南部地域福祉センターを定期的に利用者している団体の情報共有及び情報交換の場、南部地域福祉センターを利用するにあたっての要望や意見交換の場として年1回開催。

<p>評価の理由及び今後の課題(指定管理者)</p> <p>新型コロナウイルス感染症の流行と拡大にともない、南部地域福祉センターでも浴室営業、事業、イベントが中止となり、貸館の利用制限が発生し、利用者数の減少や事業収入などの減少がありました。コロナが5類に移行し、利用制限が解除されると、徐々に利用者数も増えはじめ、事業収入もコロナ前に戻りつつあります。社会福祉法人愛光の各事業所(南部地域包括支援センター、障害者生活支援センターアシスト、高齢者施設はちす苑、南部児童センター)が連携して事業を行うことにより、コロナ禍ではありましたが、幼児から障害者、高齢者まで幅広く事業展開をすることができました。特に、利用者の健康志向に対するニーズは高く、介護予防関係事業には力を入れてきました。また、利用制限解除後は、以前のように利用者の交流の場、居場所づくりに努めてきました。</p> <p>施設の情報発信では、法人のホームページを活用し、情報提供に努めました。今まで南部地域福祉センターを利用していた方々が更なる高齢化により、利用が難しくなっている現状があり、今後の課題としては、地域住民が興味、関心の持てる魅力ある事業、イベントの企画により、新規利用者の獲得につなげていくことが必要と思われる。</p>
<p>評価の理由及び今後の課題(市)</p> <p>市内における南部地域の特性と施設の特性を活かした事業内容が見受けられ、利用者アンケートなどにおいても高評価が多かったことから、居場所づくりの面での事業実施が出来たものと評価します。今後は地域の福祉拠点として、事業拠点としての利便性向上及び情報の発信方法等を見直し、居場所づくり以外の面での機能強化や機能集約を期待します。</p>

(3) 公の施設の管理運営の安定性に関する取り組み

項目	評価視点	評価	
		市	指定管理者
物的能力	団体の経営が安定していて、施設管理を継続的・安定的に行うことができたか。	A	S
	施設の維持管理、備品の管理は適切に行われたか。	A	A
	安全管理・危機管理への取り組みは適当であったか。	A	A
	個人情報の保護、情報公開に対し十分配慮し、必要な措置を講じたか。	A	A
	第三者への委託や運営協力体制は適当であったか。	A	A
人的能力	団体本部との役割分担や責任体制は明確かつ適当であったか。	A	S
	適切な人員配置・勤務体制がとられていたか。	A	A
	人件費や労働条件の設定において、職員への配慮はなされていたか。	A	A
	職員の教育研修体制は適当であったか。	A	A

具体的な取り組みの状況、実績

指定管理者である社会福祉法人愛光の経営については安定しており、南部地域福祉センターの管理運営を継続的・安定的に行うことができました。経費、コスト意識については、職員に定着してきており、施設の維持管理、備品管理についても備品を丁寧に大切に使用し、長く持たせております。また、小さな破損等、職員ができるものについては、職員で修理・修繕して運営してきました。

利用者の事故、怪我についても、特になく、安全管理もできていました。健康面等で注意を要する利用者については、南部地域福祉センターの保健師が健康相談をするとともに、生活面での助言をするともに、センター利用時での本人の様子確認をしてきました。また、センターの利用が難しくなってきた利用者については、南部地域包括支援センターに相談し、今後の支援について、南部地域包括支援センターにつなげたケースもありました。今後も南部地域包括支援センターと連携して、利用者対応をしていきます。

個人情報保護については、個人の尊厳を最大限に尊重するという基本理念のもと、「佐倉市個人情報保護条例の規定」及び社会福祉法人愛光「個人情報保護規程」を遵守し、対応してきました。第三者への委託については、浴槽保守点検・循環配管洗浄、浴槽水質検査、冷暖房設備保守点検、大型バス運営委託業務他、定期的な保守点検、保守業務について、業者と密な連携に努め、対応してきました。

社会福祉法人愛光本部との連絡報告等については常時行い、指定管理上の課題その他必要に応じて、連携を図りながら、業務に取り組んできました。月1回、法人本部との会議と地域福祉事業部の会議を設定し、法人本部並びに法人内の各事業所との情報共有、情報交換に努めました。職員関係については、適切な人員配置となっており、施設長、事務員、保健師、用務員、管理員を配置しています。勤務体制についても問題なく、運営できております。年1回総合防災訓練を実施するとともに、BCP(事業継続計画)の研修会や災害時の初期行動マニュアルの確認を行っております。

評価の理由及び今後の課題(指定管理者)

社会福祉法人愛光の経営は安定しており、南部地域福祉センターの管理についても、継続的、安定的に行うことができました。施設については、特にA棟について、施設の老朽化が顕著ではありませんが、修繕等で対応してきました。また、大型バスの委託業務について、年間運行予定台数が既定台数に満たない場合には、当業務の予算に係る余剰金は施設の修繕等に利用することとなり、新型コロナウイルス感染症の流行がみられた年については、大型バスの運行が止まったことにより、雨漏り対策の修繕や蛍光灯のLED化、浴室営業関係の修繕等で対応しました。結果、施設の維持管理に大きくつながりました。

今後の課題としては、継続して施設の老朽化対策だと思われれます。今後も施設については大切に使用しながら、利用者の安心、安全を配慮し、修繕が必要な部分においては、佐倉市の施設管理課と相談、協議しながら施設の維持管理に努めていきます。

評価の理由及び今後の課題(市)

管理運営の安定性について、老朽化をカバーする軽微な損傷の応急処置や迅速な対応が平時から取られている点で適切なものと評価できます。

施設の老朽化については、短期的な保守管理に加え、今後は長期的な目線での施設維持・機能維持が求められます。施設の利便性や安全は確保しつつ、必要な設備投資をどこまで行うことができるかを考慮した施設管理を期待します。

(4) 公の施設の設置目的の達成に関する取り組み

項目	評価視点	評価	
		市	指定管理者
	地域福祉の拠点としての役割(地域福祉の推進)	A	A
	利用者の拡大(利用者数の増加)	A	A
	イベント企画	A	A
	施設の情報発信	A	A
	利用者からの意見や要望の把握	A	A
	施設運営に係る協力体制の構築	A	A

具体的な取り組みの状況、実績

地域福祉の拠点としての役割(地域福祉の推進)としては、地域住民が地域福祉活動等で活躍できる場の提供と地域福祉についての講座、研修会の企画、開催に努めました。「今後求められる地域活動や地域のあり方について考える」「今後の佐倉市の地域福祉を考える」など、地域で活躍されている方々に参加していただき、講師の方と一緒に地域活動について考える機会となりました。また、ボランティア活動の推奨としては、「初めてのボランティア」「ボランティア活動から学ぼう」などのボランティア養成講座、出前講座を企画開催し、ボランティア活動の盛んな地域形成を目指してきました。

利用者の拡大(利用者数の増加)については、新型コロナウイルス感染症の関係で利用制限があり、利用者数の減少があり、コロナ前の状況にはなかなか戻ることは難しい状況でありました。コロナが5類に移行し、少しずつではありますが、利用者の増加がみられはじめました。ヨガ、自力整体教室、音楽体操など、介護予防関係や健康を重視する教室、事業は人気があり、利用者数の増加につなげることができました。イベントの企画では、コロナ禍、2年間中止していた事業、イベントも少しずつ実施し、地域住民が気軽に集える交流の場である「ふれあいサロン南部」やセンター利用者を中心とした作品の発表の場である「南部文化祭」も再開できています。新しい事業としては、利用者の要望もあり「健康麻雀教室」や「カラオケ広場」を定期的で開催しています。

施設の情報発信としては、指定管理者である愛光のホームページを活用し、また月1回発行の南部地域福祉センター便りで、日頃のセンターの様子や事業、イベントの案内や情報提供に努めました。また、利用者への事業、イベントの情報提供としては、常時、チラシ(案内)等で、タイムリーに発信しました。利用者からの意見、要望については、年1回のアンケート調査で、利用者のニーズを把握するとともに、定期利用団体との懇談会を開催し、利用者の意見や要望を聞き、対応するように努めました。施設運営については、指定管理者である愛光の本部と連携、情報共有するとともに、愛光の事業所である総合相談(南部地域包括支援センター、障害者生活支援センターアシスト)、高齢者施設はちす苑、南部児童センターと連携して、「愛光ともいき事業」や介護予防事業を企画、開催してきた。また、地域の活動団体として、地区社会福祉協議会(根郷、和田、弥富)、根郷地区民生委員・児童委員協議会、根郷小学校区まちづくり協議会など、常に協力体制を取り、地域の活性化に努めてきました。

評価の理由及び今後の課題(指定管理者)

新型コロナウイルス感染症の流行により、利用者数の増加、拡大は難しかったですが、コロナ禍、利用制限がある中で、できる限り地域住民が活躍でき、高齢者が生き生きと生きがいを持って利用できる南部地域福祉センターとなるように努めました。結果、コロナ前の状態に戻りつつあります。利用者対応では、常に利用者のニーズや声に耳を傾け、できる範囲で対応してきました。

地域住民の交流の場としての機能と役割を果たすため、企画事業やイベント事業の活性化に努め、利用者がまた来所したいと思えるように取り組んできました。

今後の課題としては、南部地域での地域住民の地域福祉活動の更なる活性化とボランティアの養成のために、南部地域福祉センターがどのように取り組む必要があるのかを常に考え、地域貢献、地域支援に取り組んでいきたいと考えています。

評価の理由及び今後の課題(市)

地域福祉の拠点としての役割(地域福祉の推進)については、多角的な目線から事業実施に取り組んでおり、福祉拠点としての事務的機能、福祉的な居場所づくりの双方を意識している点で評価できます。施設の拠点としての在り方については、コロナ禍を経て社会的に変革を迎えています。デジタル化やリモート化によって従来の参集型の施設利用が見直される中で、福祉拠点という目的の達成方法も、より集約された形へ移行していく過渡期となります。今後はこの様な点も含めた目的達成方法の模索を期待します。

(5)その他の取り組み

項目	評価視点	評価	
		市	指定管理者
その他	障害者、高齢者の雇用や男女平等参画に対する配慮がなされたか。	A	A
	市民との協働による管理運営が行われたか。	A	A
	地域の活性化につながる取り組みがなされたか。	A	A
	地域雇用が行われたか。	A	S
	収益(剰余金)が有益に利用されたか。	A	A

具体的な取り組みの状況、実績

高齢者の雇用や男女平等参画に対する配慮は常に行っておりました。市民との協働による管理運営では、センターの環境美化の点で、地域の方々が素敵な草花を提供していただき、それを生け花のボランティアが活け、A・B棟の玄関、ロビーは常に素敵な花が飾られています。また、屋外の景観美化についても、草木の剪定や中庭の草刈りには地域のボランティアが定期的に活動し、職員との協働で環境美化に努めました。趣味の講座やふれあいサロン南部の出演、愛光ともいき事業など、ボランティアの存在が欠かせない事業が多くあり、市民のボランティアと一緒にイベントの開催他事業展開をしてきました。

地域の活性化につながる取り組みとしては、地域福祉関係の講座の開催、ボランティア講座の開催、根郷地区社会福祉協議会と共同での「根郷ふくしまつり」の開催、愛光後援会「愛の灯台基金」との連携による「AIKOHフォーラム」の開催、高齢者施設はちす苑との共同による「ともいき事業」の開催、南部地域包括支援センターとの共同による健康体操の開催など、地域活性化につながる取り組みを行ってきました。

地域雇用については、南部地域福祉センターの事務員、管理員、用務員はほとんど地域雇用であり、職員の地域理解の幅が広がるというメリットがあります。

収益(剰余金)については、新型コロナウイルス感染症の影響で、大型バスの運営業務が難しかったときには、そこでの剰余金を南部地域福祉センターの修繕、改修に利用し、有効活用することができました。

<p>評価の理由及び今後の課題(指定管理者)</p>
<p>南部地域福祉センターでは、地域住民による花の提供やボランティアによる草木の剪定、中庭の芝刈りなど、環境美化について市民と協働で取り組んでいます。地域の活性化については、地域の事業や愛光の事業と協力して、根郷地域の活性化に取り組んできました。職員の地域雇用については、職員の半数以上が地域雇用となっています。余剰金については、雨漏り対策や施設のLED化、ボイラー室の修繕などに使用し、有効に活用しました。</p>
<p>評価の理由及び今後の課題(市)</p>
<p>市民ボランティアの方や地域雇用職員との連携により、基本的な管理運営業務以外にも配慮し、工夫がみられる点を評価します。市民との協働や市民公益活動は、本来的な福祉ボランティアとは異なる面もありますが、地域福祉の増進という点で共通するものがあります。多様化する価値観や共通する地域課題の解決のためには、地域の方との連携は、今後ともより一層必要になってきます。住民理解・活動団体の理解を求められるよう的確にニーズを把握して施設運営を期待します。</p>

2 総合評価及び今後の課題

<p>指定管理者</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の流行にともない、事業やイベントの中止、利用制限などがありました。指定管理者として、地域住民及び地域利用者との関係を大切に、信頼関係の構築を図り、交流を深め、事業展開をしてきました。地域住民が気軽に立ち寄り、憩える場所として、施設の老朽化が否めない中、センターの環境美化を大切に、利用者が楽しく生きがいを持ってセンターを利用できるよう、事業の企画、運営をしてきました。地域福祉関係の講座の開催やボランティア講座の開催は、地域住民の福祉活動の向上に貢献できたのではないかと考えられます。また、多種多様な事業、イベントの企画は、地域住民の介護予防にもつながったのではないかと考えられます。教養教室の継続的開催は、利用者の教養の向上に、各同好会やサークルは利用者の生きがいや趣味の向上に、音楽体操は利用者の介護予防に、カラオケ広場は交流の場にそれぞれつながっています。</p> <p>指定管理者である社会福祉法人愛光は、佐倉市南部圏域の福祉拠点と地域福祉の推進を図ることを目的として、「共に支える、共に生きる」「愛光ともいきプロジェクト」を立ち上げ、ともいき事業を展開しています。総合相談センター、高齢者施設はちす苑、南部児童センターと連携することにより、幼児から高齢者まで、多岐にわたる世代への支援と世代間交流に努めています。南部地域福祉センターは、その「ともいき事業」の拠点となるような地域づくりを目指しています。また、愛光の後援会である「愛の灯台基金」による地域貢献事業の南部地域福祉センターでの開催は、地域住民にたいへん好評でした。</p> <p>今後の課題としては、コロナ禍前の活発な地域福祉センターに戻していくこと、以前の利用者は高齢化にともない、利用が難しくなっているため、新規利用者の獲得に努めていくこと、そのためには利用者のニーズを把握し、魅力ある事業やイベントを展開していくこと、センターのピアールや情報発信に努めていくこと、健康を重視した介護予防事業の更なる活性化に努めていくこと、などが上げられます。</p>
<p>市</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の蔓延時期及び5類移行という社会情勢の変化を受け、地域福祉センターの在り方について見直しが必要な時期になっています。また、施設の老朽化に伴う施設の管理計画についても検討が必要です。</p> <p>現状において、施設管理及び事業運営は適切なものと評価できますが、時代の変革に応じて、社会的事情により従来のみでは対応できない面も出てきます。</p> <p>南部地域の地域性や施設の特徴を活かした事業実施や、関連施設・関連団体との連携、真摯な接遇姿勢など、今回の評価出来ている面を維持しつつ、地域福祉拠点としての機能及び施設管理の集約・洗練化、利用ニーズの把握と利用者の高齢化を踏まえた事業展開を期待します。</p>

指定管理者労働条件チェックリスト

点検実施年度：令和5年度

施設名：佐倉市南部地域福祉センター

チェック項目		チェック結果
1 就業規則 （労働基準法(以下法)89・90・106条、労働基準法施行規則		(以下規則)6条)
(1)	常時使用する労働者が10人以上である場合、就業規則を作成し、労働者代表の意見を添付して、労働基準監督署に届け出ているか。また、変更した場合も同様か。	<input checked="" type="checkbox"/> 就業規則を作成し、届け出ている。 <input type="checkbox"/> 就業規則を作成しているが、届け出していない。 <input type="checkbox"/> 就業規則を作成していない。 <input type="checkbox"/> 常時使用する労働者が10人未満である。
(2)	短時間労働者について、正社員とは異なる労働条件である場合には、短時間労働者に適用する就業規則を作成し、労働者代表の意見書を添付して、労働基準監督署に届け出ているか。また、変更した場合も同様か。	<input checked="" type="checkbox"/> 就業規則を作成し、届け出ている。 <input type="checkbox"/> 就業規則を作成しているが、届け出していない。 <input type="checkbox"/> 就業規則を作成していない。 <input type="checkbox"/> 短時間労働者を雇用していない又は正社員と同条件である。 <input type="checkbox"/> 常時使用する労働者が10人未満である。
2 労働条件等の明示 （法15条）		
(1)	労働者を雇い入れる際、労働条件について、労働条件通知書、労働契約書、就業規則などの書面で明示しているか。[労基第15条] □明示すべき労働条件の内容 ①契約の期間、②就業の場所・従事する業務の内容、③労働時間に関する事項、④賃金の決定・計算・支払の方法、賃金の締め切り・支払の時期に関する事項⑤退職に関する事項	<input checked="" type="checkbox"/> 明示している。 <input type="checkbox"/> 明示していない。
(2)	短時間労働者を雇い入れる際、①昇給の有無、②退職手当の有無、③賞与の有無、④短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口について、書面の交付又はファクシミリ若しくは電子メールによる送信により当該短時間労働者に明示しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 明示している。 <input type="checkbox"/> 明示していない。 <input type="checkbox"/> 短時間労働者を雇用していない。
3 労働時間 （法32・34～36・39条等）		
(1)	所定労働時間は、週40時間以内、1日8時間以内としているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 所定労働時間は、法定労働時間内である。 <input type="checkbox"/> 変形労働時間制を採用している。 <input type="checkbox"/> 所定労働時間が法定労働時間を超えている。
(2)	変形労働時間制をとる場合(1か月以内の期間の労働時間を平均し、週40時間以内とする場合など)は、労使協定等によりその旨を定めているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 定めている。 <input type="checkbox"/> 定めていない。 <input type="checkbox"/> 変形労働時間制をとっていない。
(3)	次のような時間がある場合、労働時間として算定しているか。 ①交替制勤務における引継ぎ時間 ②業務報告書等の作成時間 ③仕事の打合せ、会議等の時間 ④参加が義務付けられている行事や研修等 ⑤出張先から次の出張先までの移動に必要な時間	<input checked="" type="checkbox"/> 算定している。 <input type="checkbox"/> 算定していない。
(4)	労働時間は、タイムカードや適正な自己申告などにに基づき、適正に把握しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 適正に把握している。 <input type="checkbox"/> 適正に把握していない。
(5)	休憩は、就業規則で定めた時間に、確実に取得させ、かつ適法であるか。	<input checked="" type="checkbox"/> 適法に取得させている。 <input type="checkbox"/> 適法に取得させていない。
(6)	休日は、毎週1回又は4週を通じて4回以上与えているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 与えている。 <input type="checkbox"/> 与えていない。
(7)	時間外労働・休日労働は、あらかじめ労働者代表と締結し、労働基準監督署に届け出た労使協定の範囲内で行わせているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 労使協定の範囲内で行わせている。 <input type="checkbox"/> 労使協定の範囲内で行わせていない。
(8)	(7)の労使協定(36協定)は、厚生労働省告示「時間外労働の限度に関する基準」の範囲内で締結しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 基準の範囲内で締結している。 <input type="checkbox"/> 基準の範囲内で締結していない。
(9)	短時間労働者を含むすべての労働者に労働基準法に定める年次有給休暇を与えているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 与えている。 <input type="checkbox"/> 与えていない。
4 賃金 （法24・37・最低賃金法4条等）		
(1)	賃金は通貨で、直接労働者に(同意に基づき金融機関への振込みも可)毎月1回以上、定期に全額(税金、社会保険料や賃金控除の労使協定に定めるものは控除可)を支払っているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 支払っている。 <input type="checkbox"/> 支払っていない。
(2)	すべての労働時間について最低賃金額以上の時間給を支払っているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 支払っている。 <input type="checkbox"/> 支払っていない。
(3)	法定労働時間を超える時間外労働、休日労働及び深夜労働をさせたときは、労働基準法上の割増賃金を支払っているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 支払っている。 <input type="checkbox"/> 支払っていない。

チェック項目		チェック結果
5 法定帳簿（法107～109条等）		
(1)	事業場ごとに、各労働者について(日雇労働者を除く。)労働者名簿を作成し、記載すべき事項に漏れはないか。	<input checked="" type="checkbox"/> 労働者名簿を作成し、記載事項に漏れはない。 <input type="checkbox"/> 労働者名簿を作成しているが、記載事項に漏れがある。 <input type="checkbox"/> 労働者名簿を作成していない。
(2)	事業場ごとに、賃金台帳を作成し、記載すべき事項に漏れはないか。	<input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳を作成し、記載事項に漏れはない。 <input type="checkbox"/> 賃金台帳を作成しているが、記載事項に漏れがある。 <input type="checkbox"/> 賃金台帳を作成していない。
(3)	労働者名簿、賃金台帳及び雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類は5年間保存しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 保存している。 <input type="checkbox"/> 保存していない。
6 労働安全衛生（安全衛生法12・13・18・66条等）		
(1)	常時 50 人以上の労働者が使用される施設では、衛生管理者及び産業医を選任し、労働基準監督署に届け出た上で、必要な職務を行わせているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 選任、届出をし、必要な職務を行わせている。 <input type="checkbox"/> 選任、届出のいずれかを行っていない又は必要な職務を行わせていない。 <input type="checkbox"/> 常時使用する労働者が 50 人未満である。
(2)	常時 50 人以上の労働者が使用される施設では、衛生委員会を設け、月1回以上行っているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 衛生委員会を設け、月1回以上行っている。 <input type="checkbox"/> 衛生委員会を設けていない又は月1回以上行っていない。 <input type="checkbox"/> 常時使用する労働者が 50 人未満である。
(3)	常時 10 人以上 50 人未満の労働者が使用される施設では、衛生推進者を選任し、必要な職務を行わせているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 衛生推進者を選任し、必要な職務を行わせている。 <input type="checkbox"/> 衛生推進者を選任していない又は必要な職務を行わせていない。 <input type="checkbox"/> 常時使用する労働者が 10 人未満であり、又は 50 人以上である。
(4)	雇入時及び作業内容変更時に、労働者に安全衛生教育を行っているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 行っている。 <input type="checkbox"/> 行っていない。
(5)	雇入時及び1年以内ごとに1回、常時使用する労働者に対し、健康診断を行っているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 行っている。 <input type="checkbox"/> 行っていない。
(6)	健康診断の結果について、健康診断個人票を作成して5年間保存しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 保存している。 <input type="checkbox"/> 保存していない。
(7)	健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者については、健康診断が行われた日から3か月以内に、医師等の意見を聴いているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 聴いている。 <input type="checkbox"/> 聴いていない。
(8)	健康診断の結果を労働者に通知しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 通知している。 <input type="checkbox"/> 通知していない。
(9)	常時 50 人以上の労働者が使用される施設では、定期健康診断を行ったときに、定期健康診断結果報告書を労働基準監督署に提出しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 提出している。 <input type="checkbox"/> 提出していない。 <input type="checkbox"/> 常時使用する労働者が 50 人未満である。
7 法令等の周知（法106条、労働安全衛生法101条等）		
(1)	労働基準法、労働安全衛生法等の要旨を、 ①常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること ②書面を労働者に交付すること ③磁気ディスク等に記録し、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること のいずれかにより、労働者に周知しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 周知している。 <input type="checkbox"/> 周知していない。
8 雇用保険・社会保険（雇用保険法4～6条、健康保険法3条等）		
(1)	雇用保険の加入義務がある労働者について、適切に加入手続を行っているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 行っている。 <input type="checkbox"/> 行っていない。
(2)	健康保険、厚生年金保険の加入義務がある労働者について、適切に加入手続を行っているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 行っている。 <input type="checkbox"/> 行っていない。